

事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則 (平 3.12.18)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が、協会員又はその従業員等の事故により補てん行為を行う場合の確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 事 故

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 39 条第 3 項に規定する事故のうち定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故をいう。

2 補てん行為

金商法第 39 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる行為をいう。

3 確 認 申 請

金商法第 39 条第 3 項ただし書の確認を受けるために同条第 5 項の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。

4 委 員 会

定款第 76 条の 2 第 1 項に定める事故確認委員会をいう。

5 委員会調査確認

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 119 条第 1 項第 9 号ロの規定に基づく、委員会における調査及び確認をいう。

6 委員会調査確認申請

金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号ロに規定する調査及び確認を受けるために行う委員会への申請をいう。

7 事 故 報 告

金商業等府令第 119 条第 3 項の規定に基づく報告をいう。

8 従業員等

「協会員の従業員に関する規則」第 2 条第 6 号及び第 17 条に規定する従業員及び役員をいい、当該従業員又は役員であった者を含む。

9 管轄財務局長等

事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。

(社内管理態勢の整備等)

- 第 3 条 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理態勢の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。
- 2 協会員は、前項の社内審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。

第 2 章 確 認 申 請

(確認申請)

- 第 4 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき補てん行為を行う場合には、金商業等府令第 119 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該補てん行為に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認を受けようとする協会員は、金商業等府令第 120 条に定めるところにより、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。
- 3 前項の確認申請書には、当該確認申請書が金商法第 39 条第 1 項第 2 号の申込みに係るものである場合を除き、金商業等府令第 122 条第 1 項に掲げる書類を添付しなければならない。
- 4 第 2 項の提出は、本協会を経由して行わなければならない。

(本協会による審査)

- 第 5 条 本協会は、協会員から前条第 4 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補てんに係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した協会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(管轄財務局長等への確認申請書の提出)

- 第 6 条 本協会は、前条第 1 項の審査の結果、当該確認申請書に記載された補てんに係る損失が事故に起因するものであると認めたときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。

(協会員に対する確認結果の通知)

- 第 7 条 本協会は、協会員から提出された確認申請書に係る補てん行為について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該協会員に通知する。

第 3 章 委 員 会 調 査 確 認 申 請

(委員会調査確認申請)

- 第 8 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故（事故による損失について、協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、協会員が顧客に対して支払をすることとなる額が 1,000 万円を超えないものに限る。以下この章において同じ。）による損失の全部又は一部につき補てん行為を行う場合には、確認申請を行うとき又は金商業等府令第 119 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで、第 10 号若し

くは第 11 号に掲げる場合に該当するときを除き、顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることにつき、あらかじめ、委員会の調査及び確認を受けなければならない。

- 2 前項の調査及び確認を受けようとする協会員は、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故調査確認申請書（以下「調査確認申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。
- 3 協会員は、前項の調査確認申請書には、顧客が調査確認申請書の内容を確認したこと及び協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっていることを証する書面その他参考資料を添付しなければならない。

（委員会による調査及び確認）

第 9 条 委員会は、協会員から前条第 2 項の規定により調査確認申請書の提出があった場合には、当該調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行う。

- 2 委員会は、前項の調査及び確認のため必要と認めるときは、調査確認申請書を提出した協会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（協会員に対する回答）

第 10 条 委員会は、協会員から提出された調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行った場合には、速やかに、その内容を当該協会員に回答する。

（調査確認料）

第 11 条 協会員は、第 8 条第 2 項の規定により調査確認申請書を提出したときは、調査確認申請書提出日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに、当該調査確認申請 1 件につき調査確認料 11,429 円及び消費税等相当額を本協会に納入しなければならない。

- 2 前項の調査確認料の納入は、本協会が指定する口座への振込によって行う。この場合において、振込手数料は、協会員の負担とする。

第 4 章 事 故 報 告

（報告義務）

第 12 条 協会員は、金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号から第 11 号までの規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、補てん行為を行ったときは、当該補てん行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。

- 2 前項の報告は、前項の報告書を当該補てん行為を行った日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。
- 3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。

第 5 章 雑 則

(金融商品仲介業者に対する準用)

第 13 条 この規則は、金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員（「金融商品仲介業者に関する規則」第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める役員及び従業員をいい、当該役員又は従業員であった者を含む。）の事故であつて、その所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）である協会員が行うこの規則に定める手続について準用する。

付 則

- 1 この規則は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、証券事故に係る顧客に対する財産上の利益の提供の申込み、約束又は提供が、この規則の施行日以後に行われるものについて適用し、同日前に行われた財産上の利益の提供の申込み、約束又は提供については、なお従前の例による。

付 則 (平 6. 2. 16)

この改正は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条から第 3 条までを改正。

付 則 (平 7. 12. 25)

この改正は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 7 条を削る。

付 則 (平 10. 6. 19)

この改正は、平成 10 年 6 月 22 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条を改正。

付 則 (平 10. 11. 30)

この改正は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条を改正。

付 則 (平 12. 6. 27)

この改正は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条及び第 3 条第 1 項を改正。

付 則 (平 12. 11. 22)

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条及び第 3 条第 1 項を改正。

付 則 (平 14. 8. 29)

この改正は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 1 項を改正し、第 3 条第 3 項及び第 7 条を新設。

付 則 (平 15. 4. 16)

この改正は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条及び第 2 条第 2 項を改正。

付 則 (平 16. 3. 17)

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 8 条を新設。

付 則（平 19. 9. 18）

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

（注） 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」から「事故の確認申請、審査等に関する規則」に改正。
- (2) 第 1 条、第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条及び第 8 条を改正。

付 則（平 21. 10. 20）

この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を「事故の確認申請、審査等に関する規則」から「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」に改正。
- (2) 全体を章により構成することとし、第 1 章から第 5 章までの表題を新設。
- (3) 第 1 条を改正。
- (4) 第 2 条を新設。
- (5) 旧第 2 条を改正し、第 4 条に繰り下げる。
- (6) 旧第 3 条を改正し、第 12 条に繰り下げる。
- (7) 旧第 4 条から旧第 6 条を改正し、第 5 条から第 7 条に繰り下げる。
- (8) 旧第 7 条を改正し、第 3 条に繰り上げる。
- (9) 第 8 条から第 11 条を新設。
- (10) 旧第 8 条を改正し、第 13 条に繰り下げる。

付 則（平 26. 2. 18）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 11 条第 1 項を改正。